

令和3年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和3年5月10日(月)	【区民文化部】 板橋地域センター、仲宿地域センター、 蓮根地域センター、徳丸地域センター スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課 【産業経済部】 くらしと観光課
令和3年5月17日(月)	【区民文化部】 富士見地域センター、常盤台地域センター、 志村坂上地域センター、舟渡地域センター、 下赤塚地域センター 【産業経済部】 赤塚支所 【農業委員会事務局】 農業委員会事務局
令和3年5月19日(水)	【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、 下赤塚区民事務所、 文化・国際交流課、美術館 【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課

※ 予定していた集会施設については、緊急事態宣言中のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から現場実査を中止した。

2 監査委員合議年月日

令和3年6月30日(水)

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 28 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 28 年度第 1 回行政監査テーマ「観光振興と都市交流事業について」
及び第 2 回行政監査テーマ「文化芸術事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和3年6月18日 (金)	【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所（清掃車両係）、 板橋西清掃事務所（西台中継所） 【都市整備部】 建築指導課 【まちづくり推進室】 鉄道立体化推進課 【土 木 部】 みどりと公園課、南部土木サービスセンター、 北部土木サービスセンター
令和3年6月21日 (月)	【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 住宅政策課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土 木 部】 土木部管理課
令和3年6月23日 (水)	【都市整備部】 都市計画課、建築安全課 【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、高島平グランドデザイン担 当課 【土 木 部】 土木計画・交通安全課、工事設計課

2 監査委員合議年月日

令和3年7月30日

3 監査実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和3年11月1日(月)	【政策経営部】 財政課、広聴広報課、ブランド戦略担当課、施設経営課、 教育施設担当課、IT推進課 【総務部】 総務課、人事課、契約管財課 【会計管理室】 会計管理室
令和3年11月2日(火)	【政策経営部】 政策企画課、経営改革推進課 【総務部】 課税課、納税課、区政情報課、男女社会参画課（男女平等 推進センター含む。） 【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課 【区議会事務局】 区議会事務局 【監査委員事務局】 監査委員事務局
令和3年11月11日(木)	【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局

2 監査委員合議年月日

令和4年1月31日(月)

3 監査実施場所

監査委員室、北館11階第二委員会室及び第三委員会室

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 29 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。 ※平成 29 年度第 2 回行政監査テーマ「広聴について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

7 指導事項

借入限度額を超えた起債について

財政課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

財政課は、板橋第十小学校改築事業に係る平成 30 年度の起債の際、事業の実績額に基づく借入れを行うべきところ、事業所管課への内容確認を怠ったことにより、起債借入限度額を超えて借入れを行っていた。

借入れの内訳については、以下のとおりである。

【借入れの内訳】

(単位：円)

借入先	借入額 (A)	当初事業費	修正後事業費	借入限度額 (B)	借入超過額 (A)-(B)=(C)
財政融資	70,500,000	132,973,000	55,835,378	26,017,173	44,482,827
銀行融資	72,500,000	142,915,000	230,671,042	41,302,046	31,197,954
合計	143,000,000	275,888,000	286,506,420	67,319,219	75,680,781

このため、財政融資資金 44,482,827 円については、借用証書特約条項第 4 条に基づく繰上償還を行うとともに、加算金 2,196,415 円（うち、繰上償還した分の利子相当額 1,650,863 円を含む。）を支払うことが必要となった。

また、銀行引受資金については、起債借入限度額を超えていたが、国の通知により繰上償還することができないため、満期一括償還の財源として 31,197,954 円を減債基金に積み立てることが必要となった。

一連の起債事務手続において、財政課は必要なチェックを怠り、結果的に起債額を誤り不適正な事務処理を行っていた。

なお、財政課は、本件に伴う経費について、令和 2 年度一般会計予算の補正（第 8 号補正）を行っている。

財政課は、起債に当たっては事業所管課と緊密に連携を取り、国の定めにとった適正な起債事務の執行に努めるとともに、再度このような事態を招くことのないよう再発防止に取り組む必要がある。

(財政課)

令和3年度区立小・中学校及び特別支援学校定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和3年11月4日(木)	弥生小学校、向原小学校、高島第一小学校、志村第四中学校、中台中学校、上板橋第三中学校
令和3年11月5日(金)	志村第五小学校、前野小学校、板橋第十小学校、上板橋第四小学校、高島第三小学校、志村第一中学校
令和3年11月15日(月)	板橋第七小学校、大谷口小学校、成増小学校、天津わかしお学校、板橋第五中学校
令和3年11月19日(金)	志村小学校、志村第二小学校、志村第六小学校、舟渡小学校、赤塚第三中学校

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日

3 監査実施場所

各小・中学校及び特別支援学校

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和2年度及び令和3年度学校令達予算に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

7 指導事項

令和2年度コミュニティ・スクール委員会委員報酬の支払遅延及び不適正な公文書の取扱いについて

上板橋第四小学校の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

上板橋第四小学校では、コミュニティ・スクール委員会を令和2年5月18日、7月9日、9月17日、11月20日、令和3年2月5日の5回開催した。

一方、令和2年度上板橋第四小学校コミュニティ・スクール委員会委員報酬の支出については、令和2年5月12日付で電子起案し、同日決定している。

地域教育力推進課が作成しているコミュニティ・スクール委員会事務処理マニュアルによれば、委員報酬は、会議開催終了後2週間以内に支払手続きを行い、1か月以内に入金を完了するよう処理することとされているが、担当者は処理方法を理解していたにもかかわらず、支払事務を怠り、令和3年4月21日付で5回分の委員報酬延べ33名分を一括払とする支出命令書を作成し、令和3年5月21日に執行済となっていた。

また、区会計事務規則第59条では、支出命令書を発行したときは、支出の内容及び経過を明らかにした決裁文書その他の関係書類とともに、直ちに、会計管理者に送付しなければならないと定められており、担当者は、電子起案した支出原議を出力し、支出命令書とともに会計管理室に送付していたが、その際、文書の一部を書き換え、当初の支出原議の処理方法では、区会計事務規則第57条第2項により継続支払票により処理すると記載されていたところ、謝礼については全ての委員会終了後、一括払すると記載されており、支出原議の本文が差し替えられていた。

本件の支出原議は、令和2年5月12日付で意思決定が成立しており、起案文書を修正する場合は、決定事案の変更について別途起案する必要がある、これらの手続きを行わず、支出命令書送付時に文書の一部を差し替えることは、不適正な公文書の取扱いである。

教育委員会事務局及び学校長は、支払遅延及び不適正な公文書の取扱いの再発防止に必要な措置を早急に講じるとともに、会計事務及び文書事務を適正に行う必要がある。

(上板橋第四小学校)

令和3年度子ども家庭部定期監査結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和3年12月15日(水)	児童相談所開設準備課 [児童館] はすのみ児童館、あずさわ児童館、富士見児童館、西徳児童館、清水児童館、赤塚児童館
令和3年12月16日(木)	[児童館] 弥生児童館、向原児童館 [保育園] 弥生保育園、あさひが丘保育園、高島平さつき保育園、西台保育園、高島平あやめ保育園、かないくぼ保育園、向原保育園、相生保育園
令和3年12月17日(金)	子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、子ども家庭支援センター [保育園] 板橋保育園、中板橋保育園
令和3年12月20日(月)	[保育園] 坂下三丁目保育園
令和3年12月27日(月)	[保育園] 西前野保育園

2 監査委員合議年月日 令和4年2月21日(月)

3 実施場所 監査委員室、第三委員会室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和4年1月7日(金)	学務課、指導室、大原生涯学習センター、 教育支援センター
令和4年1月11日(火)	教育総務課、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、 生涯学習課、地域教育力推進課、中央図書館 志村第一小学校あいキッズ、志村第三小学校あいキッズ、 前野小学校あいキッズ、板橋第八小学校あいキッズ

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日(月)

3 監査実施場所

監査委員室、第三委員会室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲

(1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和3年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和4年1月13日 (木)	【健康生きがい部】 健康推進課、予防対策課、予防接種担当課、 ワクチン接種調整担当課、板橋健康福祉センター 【福祉部】 志村福祉事務所
令和4年1月14日 (金)	【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、 上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、 高島平健康福祉センター、 おとしより保健福祉センター、 備品実査（保健所・板橋健康福祉センター） 【福祉部】 生活支援課
令和4年1月24日 (月)	【健康生きがい部】 国保年金課、後期高齢医療制度課、生活衛生課、 志村健康福祉センター 【福祉部】 障がい政策課、障がいサービス課、 板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所

2 監査委員合議年月日

令和4年2月21日

3 監査実施場所

監査委員室、第四委員会室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務
- (2) 施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 30 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。